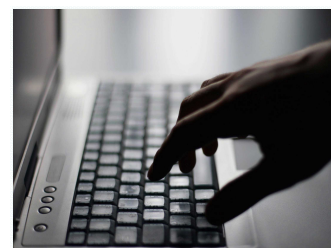


インターネットを利用した犯罪や トラブルに関する教養資料

1 インターネットを利用した犯罪やトラブル

- (1) インターネットを利用した犯罪やトラブルとは
その名称のとおり、インターネット等のコンピュータネットワークや電気通信技術を利用した犯罪のことです。
- (2) インターネットを利用した犯罪やトラブルの特徴
- ・ 匿名性が高く、痕跡が残りにくい
 - ・ 地理的・時間的制約が少なく、不特定多数の者に被害が及ぶ



- (3) インターネットを利用した犯罪やトラブルの具体例
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反
他人のパスワードを勝手に使って、その人のLINEなどのサイトにログインし、その人になりすましたりすること



- 著作権法違反
売り物のマンガや音楽を勝手にダウンロードすること



- 児童売春、児童ポルノ禁止法違反
インターネットを利用して未成年の裸の写真を誰かに渡したり、公開すること

- 名誉毀損罪、侮辱罪
人の悪口を他人が見られるように掲示板サイトなどに書き込むこと



- 威力業務妨害罪、脅迫罪
「学校を爆破する」、「〇〇を殴ってやる」などとネット掲示板に書き込むこと

○ フィッシング

企業等を装った偽の電子メールやSMSを送り、ID・パスワード、暗証番号やクレジットカード番号などの個人情報を盗むこと



○ ワンクリック詐欺

アダルトサイト等の無料動画を見るため画面をクリックすると「会員登録・契約成立」されたと装って、料金をだまし取ること

○ オークション詐欺

インターネットオークションで落札し、料金を支払ったのに商品が送られず、料金をだまし取ること。

○ 架空料金請求詐欺

Amazon、Yahoo!などを装い、「有料動画の未納料金が発生している」「連絡しないと法的手続きをする」などとSMSを送り、お金をだまし取ること



○ SNS、掲示板サイトの書き込みトラブル

一定の匿名性があることに乗じて、インターネット上で誹謗中傷や個人情報の暴露等が行われること

この他にも、SNSなどでアイドルグループのチケットを売ってもらう約束をして料金を振り込んだのにチケットが送られてこないチケット詐欺など、インターネットを利用した犯罪やトラブルには様々なものがあります。

2 インターネットを利用した犯罪やトラブルに関する相談

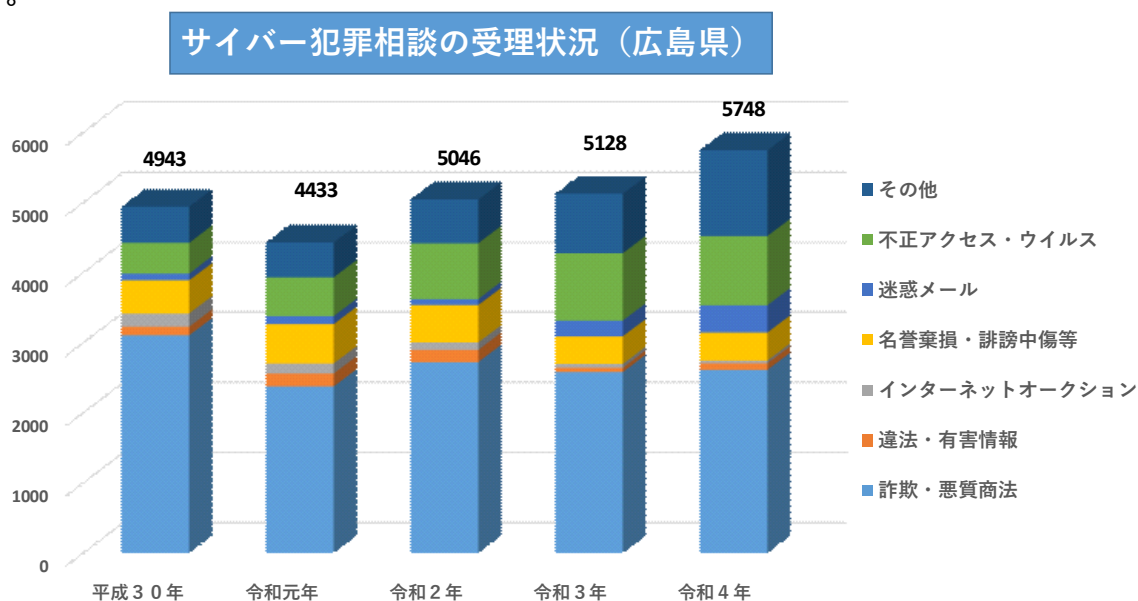
警察に寄せられるこうしたインターネットを利用した犯罪やトラブルに関する相談は年々増加傾向にあり、昨年は過去最高件数となりました。

相談内容は、相談の6割以上が詐欺・悪質商法で最も多く、その他にも迷惑メール・不正アクセス・コンピュータウイルスなどに関する相談が寄せられています。

具体的には、

- ① インターネットショッピングで購入した商品が送られてこない
- ② 「利用明細を確認してほしい」とリンク付きのメッセージが届いたため、リンクから開いたページに自分のIDとパスワードを入力したら、高額な利用明細が届いた
- ③ ウイルス感染を警告する画面が表示され、画面に表示されている電話番号に電話するとウイルス駆除料金を要求された
- ④ 掲示板やSNSに個人情報を掲載されて、誹謗中傷する内容を書き込まれた

⑤ 動画を閲覧しようとしたところ、契約完了画面が現れ、料金を要求された等です。



3 対処法

(1) セキュリティ対策

○ OSやアプリの更新

スマートフォンやパソコンで動作するソフトウェアを更新する。

スマートフォン → アンドロイド、iOS、LINEやGoogleMap等のアプリ

パソコン → Windows10やMacOSなど

○ セキュリティ対策ソフトの更新

ウイルス等の侵入を防ぐため、ウイルスバスター、ノートン、イーセット等のソフトウェアを更新する。



○ パスワードの管理

誕生日や電話番号など他人に推測されやすいものは使用しない。

パスワードはアルファベットと数字、記号を混在させ、ある程度の長さの意味を持たないものにして、複数のサービスで使い回さないようする。

○ フィルタリングサービスの活用

フィルタリングサービスを活用する。



SNSなどを通じて被害に遭った児童の内、約9割がフィルタリング未設定です。フィルタリングは、子供に「有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス」ですので、積極的にフィルタリングを設定しましょう。

(2) 自分が投稿する場合

自分がSNSに投稿する前に次のことをよく考えましょう。

- ・ 一定の匿名性があることに乗じて誹謗中傷や個人情報を暴露すると、所定の手続きにより発信者が特定され責任が追求されること
- ・ SNSはオープンな場所で不特定の人が見ていること
- ・ 悪意は拡散しやすく、炎上してトラブルになること
- ・ 投稿した画像は完全には削除できないこと
- ・ 過去の発言から個人を特定される可能性があること
- ・ 自分のプライベート情報をインターネット上に出さないこと



(3) 誹謗中傷を受けた場合

- ミュートやブロックなどで相手を見えなくする。

ミュート：相手に知られずに投稿を非表示にすること

ブロック：相手とのつながり自体を断つこと

- SNS事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する。

「通報」、「報告」、「お問い合わせ」など、SNS事業者に削除依頼ができるページやメニューを探す。

- 証拠を保存

該当する箇所をスクリーンショットで撮影したり該当する投稿のURLやアドレスをメモするなど証拠を保存する。

- 信頼する人や公的な窓口に相談する

決して一人で抱え込まず、家族や友人、先生など信頼する人や「違法・有害情報相談センター」、「法務省の人権相談」、「誹謗中傷ホットライン」などの公的な窓口



(4) 警察への相談

警察でもインターネットを利用した犯罪やトラブルに関する相談窓口として「サイバー110番」を設けています。

- ◎ サイバー110番

電話番号 082-212-3110

受付時間 平日8:30~17:00



【サイパトくん】

4 闇バイト

(1) 闇バイトとは

SNSやインターネット掲示板などで、「短時間で高収入」が得られるなど、甘い言葉で募集し、

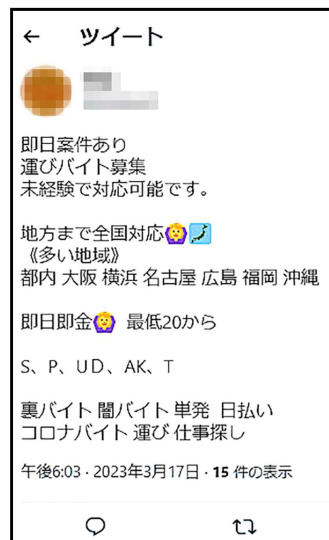
- 特殊詐欺の受け子や出し子
- 強盗の実行犯
- 犯罪組織の手下

などの犯罪行為をさせることです。

闇バイトでよく使われる言葉として、

「高収入」、「楽に稼げる」、「即金」、「リスクゼロ」、
「裏バイト」、「遊び」、「闇バイト」

などがあります。



(2) 闇バイトに手を出さないために

申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、闇バイトの可能性が高いです。

例：テレグラム、シグナル 等

一度でも闇バイトをしてしまうと、やめたいと思っても応募の時に送った身分証明書から「家に行く」、「家族に危害を加える」など犯罪組織から脅されて逮捕されるまでやめられなくなり、逮捕された後は、懲役や被害者からの損害賠償が待っています。

(3) 相談先

闇バイトに申し込んでしまったら

- 最寄りの警察署
- 警察相談センター #9110
- ヤングテレホン広島 082-228-3993

に相談しましょう。



5 その他

(1) 防犯指針の策定

広島県ではインターネットを利用した犯罪が増加している現状を踏まえ、県民の防犯意識を高め、被害防止に向けた取組を促進するため、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正し、新たに「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」の規定を設けました。

これに伴い、新たに「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」を防犯指針に策定しました。

防犯指針は、県民や事業者等に対し、各種の安全を確保するための方策を示すもので義務を負わせたり規制を課すものではなく、自発的な取組を促すことを目的としています。防犯指針は県警ホームページに掲載していますので、是非御覧ください。

インターネットの安全利用に関する防犯指針のポイント

～サイバー犯罪(インターネットトラブル)による被害を防止するために～

近年、インターネットを利用した犯罪の手口が悪質・巧妙化していることから、広島県では「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を改正し、令和4年12月にインターネットの安全利用に関する防犯指針を策定しました。

(※防犯指針は県民や事業者等に対し、具体的な義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な取組を促すものです。)

インターネットの特徴の理解

インターネットは世界中の情報を24時間365日いつでも閲覧でき、匿名で利用できるという便利な特徴がありますが、特に次の点に注意しましょう!!

- 一度情報が公開されると完全に削除することはできない(デジタルタトゥー)。
- 一定の匿名性があることにより、インターネット上で誹謗中傷や個人情報等を暴露すると、所定の手続きにより発信者が特定され、責任が追及される。

犯罪被害を防止するための基本的な対策

インターネット等を安全に使い続けるため、次のセキュリティ対策を実施しましょう!!

- OSやソフトウェアを更新し、セキュリティを最新の状態に維持しておく。
- コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する。
- パスワードは推測されにくいもの(ある程度長く、無関係な単語の間に数字を挟む等)とし、同一のものを使い回さない。
- 自宅等にアクセスポイントを設置する場合は、適切な暗号化設定(WPA2、WPA3)・管理パスワードを設定。
- 公衆無線LANを利用する際は、接続先やセキュリティ対策を確認し、不審な点があれば利用しない。
- 身に覚えがない不審な電子メール等は開封せず、添付ファイルやURLをクリックしない。
- 定期的にデータのバックアップをとる。
- ソフトウェアをダウンロードする際は、製造元の公式サイト等信頼できるサイトを利用。

SNS利用時の注意点

不適切な利用により犯罪被害を受けたり、他人の人権を侵害することがないように、特に次の点に注意しましょう!!

- 書き込んだ情報が思わぬ形で拡散する危険性があることから、個人情報を書き込みに注意。
- 画像の位置情報や、画像の背景等から個人情報が流出する危険性がある。
- 他者による特定の者に対する誹謗中傷に同調すること(リツイート・いいね等)は、その攻撃に加担したことになる。
- 写真やイラスト等を権利者の許諾を得ずに複製や改変することは、著作権侵害になる。

インターネットを安全に利用するためのルールをもっと知りたい!

各ホームページで情報を配信しています

インターネットの安全利用に関する防犯指針 (広島県HP)	国民のためのサイバーセキュリティサイト (総務省HP)	上手にネットと付き合おう (総務省HP)
ハットがなければSNSじゃない (法務省HP等)	Wi-Fi利用者向け簡易マニュアル (総務省HP)	ここからセキュリティ (IPA情報処理推進機構HP)

もしも被害にあったり、違法な情報を見つけたらどこに相談したらいいの?

相談窓口はこちら

- 県警サイバー110番(広島県警察) Tel.082-212-3110 (平日: 9:00~17:15)
- 違法・有害情報相談センター(総務省委託)

緊急時は110番通報 ※二次元コードからご覧ください。▶

違法情報を見つけたらこちらまで

- インターネット・ホットラインセンター(警察庁委託)

※二次元コードからご覧ください。▶

防犯指針は、条例の規定に基づき、インターネットの安全利用のほか、子ども・女性・高齢者等の安全確保、道路・公園・駐車場及び駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るための方策を示しています。なお、それぞれの指針には各項目の役立つ関連情報を掲載しています。

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
広島市中区基町9番42号 TEL 082-228-0110
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>

🔍 防犯指針

(2) 広島県警サイバーチャンネル

広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課では、「広島県警サイバーチャンネル」や注意喚起情報を県警ホームページやツイッター、ユーチューブなどの公式アカウントで配信し、サイバー犯罪被害防止に関する情報や最新のサイバー犯罪の手口などを紹介しています。

短時間で気軽に知識を得ることができますので是非ご覧ください。

Hiroshima Prefectural Police Cyber Channel

広島県警サイバーチャンネル

定期配信版

広島県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

